

受付番号: 030023

法律等名称: 建築基準法

案件名: 平成12年建設省告示第1446号、平成14年国土交通省告示第326号、平成12年建設省告示第2464号に関する提案

検討項目: デッキプレートの日本工業規格改正に伴う関係告示規定の検討

検討した結果: 平成19年国土交通省告示第606号により平成14年国土交通省告示第326号の一部改正をもって措置済み

平成19年国土交通省告示第623号により平成12年建設省告示第2464号の一部改正をもって措置済み

○国土交通省告示第606号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）の施行に伴い、構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成14年国土交通省告示第326号）の一部を改正する件（公布：平成19年5月18日、施行：平成19年6月20日）

新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の2第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第3までに定め、及び同令<u>第36条第1項</u>の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第4に、<u>同条第2項第一号</u>の規定に基づき、同令<u>第81条第2項第一号</u>イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第5にそれぞれ指定する。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の2第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版（平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）。以下同じ。）を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第3までに定め、及び同令<u>第36条第2項第二号</u>の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第4に指定する。</p>

第1 床版及び屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならぬ。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第82条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号口及びホ並びに第三号（イ及びハ(1)を除く。）の規定を除き、適用しない。

一 （略）

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ （略）

ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1) 日本工業規格（以下「JIS」という。）G3352
(デッキプレート)-2003に適合する形状とすること。

(2)～(5) （略）

(6) 単位幅は、205ミリメートル以下とすること。

(7) （略）

ニ・ホ （略）

三 （略）

第2 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、令第82条各号に定めるところによる構造計算によって安

第1 床版及び屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならぬ。ただし、当該建築物について、建築基準法施行令（以下「令」という。）第82条に規定する許容応力度等計算（令第82条の5に規定する構造計算を除く。以下同じ。）又は令第81条第1項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。）（以下「許容応力度等計算等」という。）によって安全性が確かめられた場合は、第二号口及びホ並びに第三号（イ及びハ(1)を除く。）の規定を除き、適用しない。

一 （略）

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ・ロ （略）

ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1) 日本工業規格（以下「JIS」という。）G3352
(デッキプレート)-1979に適合する形状とすること。

(2)～(5) （略）

(6) みぞピッチは、205ミリメートル以下とすること。

(7) （略）

ニ・ホ （略）

三 （略）

第2 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合

全性が確かめられた場合は、この限りでない。
ロ・ハ (略)
二 (略)
第3 (略)
第4 耐久性等関係規定の指定
令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定として、 <u>第1 第二号ロ及び第三号（イ及びハ(1)を除く。）並びに第3に定める安全上必要な技術的基準を指定する。</u>
第5 令第36条第2項第一号の規定に基づく技術的基準の指定
令第36条第2項第一号の規定に基づき、令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第1第一号、第二号イ、ハ及びニ並びに第三号イ及びハ(1)並びに第2第一号イ及びハ(1)（令第68条第4項の規定の準用に係る部分に限る。）に定める技術的基準を指定する。

は、この限りでない。
ロ・ハ (略)
二 (略)
第3 (略)
第4 耐久性等関係規定の指定
第1 第二号ロ及び第三号（イ及びハ(1)を除く。）並びに第3の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

○国土交通省告示第623号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）の施行に伴い、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成12年建設省告示第2464号）の一部を改正する件（公布：平成19年5月18日、施行：平成19年6月20日）

新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

新		旧	
鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件		鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件	
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条、第92条、第96条及び第98条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。		建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条、第92条、第96条及び第98条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。	
第1 鋼材等の許容応力度の基準強度		第1 鋼材等の許容応力度の基準強度	
一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののはか、次の表の数値とする。		一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののはか、次の表の数値とする。	
鋼材等の種類及び品質	基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	鋼材等の種類及び品質	基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）
炭素鋼 構造用鋼材	(略) (略) (略)	炭素鋼 構造用鋼材	(略) (略)
	SDP1T SDP1TG		SDP1T
	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの		鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの
	205		205

	(略)	(略)	(略)
	<u>SUS304A</u> <u>SUS316A</u> <u>SDP4</u> <u>SDP5</u>		<u>235</u>
<u>構造用 鋼材</u>	<u>SUS304N2A</u> <u>SDP6</u>		<u>325</u>
<u>ボルト</u>	<u>A2-50</u> <u>A4-50</u>		<u>210</u>
<u>ステン レス鋼</u>	<u>構造用ケーブル</u>	IIS G3550 (構造用ステンレス鋼ワイヤロープ) —2003の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重 (単位 キロニュートン) に 2 分の 1000 を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積 (単位 平方ミリメートル) で除した数値	
	<u>鍛鋼</u>	<u>SCS13AA-CF</u>	<u>235</u>
	(略)	(略)	(略)

この表において、SKK400及びSKK490は、JIS A5525（鋼管ぐい）—1994に定めるSKK400及びSKK490を、SHK400、SHK400M及びSHK490Mは、JIS A5526（H形鋼ぐい）—1994に定めるSHK400、SHK400M及びSHK490Mを、SS400、SS490及びSS540は、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）—1995に定めるSS400、SS490及びSS540を、SM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cは、JIS G3106（溶接構造用圧延鋼材）—1999に定めるSM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cを、SMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPは、JIS G3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）—1998に定めるSMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPを、SN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cは、JIS G3136（建築構造用圧延鋼材）—1994に定めるSN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cを、SNR400A、SNR400B及びSNR490Bは、JIS G3138（建築構造用圧延棒鋼）—1996に定めるSNR400A、SNR400B及びSNR490Bを、SGH400、SGC400、SGH490及びSGC490は、JIS G3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1998に定める

	(略)	(略)	(略)
	<u>SUS304A</u>		
	<u>SUS316A</u>		235
<u>構造用 鋼材</u>			
	<u>SUS304N2A</u>		325
<u>ボルト</u>	<u>A2-50</u>		210
<u>ステン レス鋼</u>			
	<u>SCS13AA-CF</u>		235
<u>鋳鋼</u>			
	(略)	(略)	

この表において、SKK400及びSKK490は、JIS A5525(鋼管ぐい)ー1994に定めるSKK400及びSKK490を、SHK400、SHK400M及びSHK490Mは、JIS A5526(H形鋼ぐい)ー1994に定めるSHK400、SHK400M及びSHK490Mを、SS400、SS490及びSS540は、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)ー1995に定めるSS400、SS490及びSS540を、SM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cは、JIS G3106(溶接構造用圧延鋼材)ー1999に定めるSM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B及びSM520Cを、SMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPは、JIS G3114(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)ー1998に定めるSMA400AW、SMA400AP、SMA400BW、SMA400BP、SMA400CW、SMA400CP、SMA490AW、SMA490AP、SMA490BW、SMA490BP、SMA490CW及びSMA490CPを、SN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cは、JIS G3136(建築構造用圧延鋼材)ー1994に定めるSN400A、SN400B、SN400C、SN490B及びSN490Cを、SNR400A、SNR400B及びSNR490Bは、JIS G3138(建築構造用圧延棒鋼)ー1996に定めるSNR400A、SNR400B及びSNR490Bを、SGH400、SGC400、SGH490及びSGC490は、JIS G3302(溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)ー1998に定める

SGH400、SGC400、SGH490及びSGC490を、CGC400及びCGC490は、JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1994に定めるCGC400及びCGC490を、SGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490は、JIS G3321（溶融55パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998に定めるSGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490を、CGLC400及びCGLC490は、JIS G3322（塗装溶融55パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998に定めるCGLC400及びCGLC490を、SSC400は、JIS G3350（一般構造用軽量形鋼）—1987に定めるSSC400を、SDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G、SDP3、SDP4、SDP5及びSDP6は、JIS G3352（デッキプレート）—2003に定めるSDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G、SDP3、SDP4、SDP5及びSDP6を、SWH400及びSWH400Lは、JIS G3353（一般構造用溶接軽量H形鋼）—1990に定めるSWH400を、STK400及びSTK490は、JIS G3444（一般構造用炭素鋼管）—1994に定めるSTK400及びSTK490を、STKR400及びSTKR490は、JIS G3466（一般構造用角形鋼管）—1988に定めるSTKR400及びSTKR490を、STKN400W、STKN400B及びSTKN490Bは、JIS G3475（建築構造用炭素鋼管）—1996に定めるSTKN400W、STKN400B及びSTKN490Bを、4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8は、JIS B1051（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）—2000に定める強度区分である4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8を、SC480は、JIS G5101（炭素鋼鋳鋼品）—1991に定めるSC480を、SCW410及びSCW480は、JIS G5102（溶接構造用鋳鋼品）—1991に定めるSCW410及びSCW480を、JIS G5201（溶接構造用遠心力鋳鋼管）—1991に定めるSCW410CF、SCW480CF及びSCW490CFを、SUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA—CFは、JIS G4321（建築構造用ステンレス鋼材）—2000に定めるSUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA—CFを、A2—50及びA4—50は、JIS B1054—1（耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）—2001に定めるA2—50及びA4—50を、SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390は、JIS G3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）—1987に定めるSR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390を、SRR235及びSDR235は、JIS G3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）—1987に定めるSRR235及びSDR235を、それぞれ表すものとする。以下第2の表において同様とする。

二・三（略）

第2 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるも

SGH400、SGC400、SGH490及びSGC490を、CGC400及びCGC490は、JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1994に定めるCGC400及びCGC490を、SGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490は、JIS G3321（溶融55パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998に定めるSGLH400、SGLC400、SGLH490及びSGLC490を、CGLC400及びCGLC490は、JIS G3322（塗装溶融55パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998に定めるCGLC400及びCGLC490を、SSC400は、JIS G3350（一般構造用軽量形鋼）—1987に定めるSSC400を、SDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G、SDP3、SDP4、SDP5及びSDP6は、JIS G3352（デッキプレート）—1979に定めるSDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2G及びSDP3を、SWH400及びSWH400Lは、JIS G3353（一般構造用溶接軽量H形鋼）—1990に定めるSWH400を、STK400及びSTK490は、JIS G3444（一般構造用炭素鋼管）—1994に定めるSTK400及びSTK490を、STKR400及びSTKR490は、JIS G3466（一般構造用角形鋼管）—1988に定めるSTKR400及びSTKR490を、STKN400W、STKN400B及びSTKN490Bは、JIS G3475（建築構造用炭素鋼管）—1996に定めるSTKN400W、STKN400B及びSTKN490Bを、4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8は、JIS B1051（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）—2000に定める強度区分である4.6、4.8、5.6、5.8及び6.8を、SC480は、JIS G5101（炭素鋼鋳鋼品）—1991に定めるSC480を、SCW410及びSCW480は、JIS G5102（溶接構造用鋳鋼品）—1991に定めるSCW410及びSCW480を、SCW410CF、SCW480CF及びSCW490CFは、JIS G5201（溶接構造用遠心力鋳鋼管）—1991に定めるSCW410CF、SCW480CF及びSCW490CFを、SUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA—CFは、JIS G4321（建築構造用ステンレス鋼材）—2000に定めるSUS304A、SUS316A、SUS304N2A及びSCS13AA—CFを、A2—50は、JIS B1054（ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質）—1995に定めるA2—50を、SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390は、JIS G3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）—1987に定めるSR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390を、SRR235及びSDR235は、JIS G3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）—1987に定めるSRR235及びSDR235を、それぞれ表すものとする。以下第2の表において同様とする。

二・三（略）

第2 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるも

ののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第4第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質			基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	
炭素鋼	構造用 鋼材	(略)	(略)	(略)
		<u>SDP1T</u> <u>SDP1TG</u>	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	<u>205</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	鋳鋼	(略)	(略)	(略)
ステン レス鋼	構造用 鋼材	<u>SUS304A</u> <u>SUS316A</u> <u>SDP4</u> <u>SDP5</u>		<u>235</u>
		<u>SUS304N2A</u> <u>SDP6</u>		<u>325</u>
	鋳鋼	(略)	(略)	(略)

二 (略)

第3・第4 (略)

ののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第4第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質			基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	
炭素鋼	構造用 鋼材	(略)	(略)	(略)
		<u>SDP1T</u>	鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの	<u>205</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	鋳鋼	(略)	(略)	(略)
ステン レス鋼	構造用 鋼材	<u>SUS304A</u> <u>SUS316A</u>		<u>235</u>
		<u>SUS304N2A</u>		<u>325</u>
	鋳鋼	(略)	(略)	(略)

二 (略)

第3・第4 (略)